

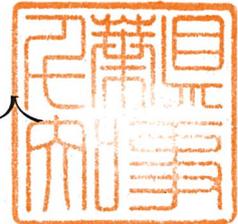
様式第3-2号

令和7年8月15日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第3項において準用する同法第17条第6項の規定により公示する。

千葉県知事 熊谷 俊人



登録番号	112	登録年月日	平成27年8月18日				
登録検査機関の名称	農事組合法人 八積西部営農組合						
代表者氏名	代表理事 高仲 茂						
主たる事務所の所在地	千葉県長生郡長生村七井土1903番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
	高仲 宏	もみ(飼料用もみ)、玄米(飼料用玄米)	K1228619				
	鎗田 洋一郎	もみ(飼料用もみ)、玄米(飼料用玄米)	K1229015				
備 考	登録更新						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。